令和7年第3回定例会 斑 鳩 町 議 会 会 議 録

令和7年6月2日 午前9時30分 開会 於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(12名)

1番 部 真紀子 2番 藤 文 夫 溝 齋 3番 中川靖広 4番 小 城 世 督 5番 伴 吉 晴 7番 嶋 田 善行 8番 井 上 卓 也 9番 横 田敏文 10番 宮 﨑 和 彦 11番 濱 眞理子 12番 木 澤 正 男 13番 奥 村 容 子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 福 田 善 行 係 長 吉 川 也 子

1,地方自治法第121条による出席者

町 長 中 西 和夫 副町 長 加 藤 惠三 教 育 長 山本 雅章 総務部長 巻 昭 男 西 総務課長 松 出 洋 右 安全安心課長 曽 谷 博一 政策財政課長 弓 中 尾 歩美 税務課長 啓 真 住民生活部長 中 原 潤 住民生活部次長 典子 北 福祉課長 大 塚 美 季 国保医療課長 川恭弘 猪 都市建設部長 俊 雄 建設農林課長 三十士 上 田 田 都市創生課長 手 塚 仁 地域振興課長 居 哲也 福 会計管理者 教 育 次 長 安藤 晴 康 本 庄 徳 光

1,議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設常任委員長報告について

厚生常任委員長報告について \exists 程 4. H 程 議案第33号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す 5. る条例について 議案第34号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につい 日 程 6. 7 議案第35号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1 日 程 7. 号) について 8. 議案第36号 三室井堰改修工事請負契約の締結について H 程 程 承認第 6号 町長専決処分について承認を求めることについて(令 日 9. 和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)について) 報告第 7号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和 日 程10. 7年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について) 報告第 令和6年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報 H 程11. 8号 告について 日 程12. 報告第 令和6年度斑鳩町一般会計事故繰越し繰越計算書の報 9号 告について 日 程13. 報告第10号 令和6年度斑鳩町文化振興財団事業報告について 追加日程1. 議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例について

議案第38号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)につい

1,本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

追加日程2.

7

○議長(中川靖広君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、令和7年第3回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けします。

中西町長。

○町長(中西和夫君) おはようございます。

令和7年第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かと お忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申しあげます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申しあげます。

今年度も、すでに2か月が経過いたしました。誰もが住み続けたい、住んでみたい、 訪れたいと思える、活力とにぎわいにあふれるまちを目指し、編成した令和7年度予算 につきましては、事務事業も順調に進捗しておるところでございます。

職員ともども、本事業の早期実施に向け、積極的に事務事業に取り組んでいるところでございます。議員皆様方におかれましては、さらなるご理解・ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

さて、本定例会では、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に ついてなど、9議案を提出させていただいております。

いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださ いますようお願い申しあげます。

なお、提出議案の説明につきましては、後刻とさせていただくこととし、簡単ではご ざいますが、招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(中川靖広君)ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。 よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第12 7条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員には、13番、奥村議員、1番、溝部議員を指名します。 両議員には会期中よろしくお願いをします。 ○議長(中川靖広君) 続きまして、日程2、会期の決定についてを議題とします。 お諮りします。

本定例会の会期を本日から本月18日までの17日間と定めることについて、これに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月1 8日までの17日間と決定しました。

次に、日程3. 建設常任委員長報告についてを議題とします。

令和7年第1回斑鳩町議会定例会において、建設常任委員会の閉会中における継続審 査とされましたことについての審査結果報告を求めます。

2番、齋藤委員長。

○建設常任委員長(齋藤文夫君) それでは、閉会中の5月20日に開催した建設常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

継続審査、都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、ひとつ目、令和7年度いかるがパークウェイの整備に伴う国の予算について、前年度と同額の5億円が計上され、事業内容は五百井・興留区間の工事費や調査設計費、県道大和高田斑鳩線への右折レーンの設置に係る用地買収費等であること。二つ目に、五百井・興留区間の工事の進捗について、小吉田交差点からイツボ川までの区間の電線共同溝工事は準備工が進められていること。イツボ川の河川部分の函渠他整備工事は、県道大和高田斑鳩線から西向きに工事箇所への仮設通路を整備していること。令和7年度発注工事について、イツボ川の西側及び東側で、新たに地盤改良工事に着手される予定であることが報告されました。委員より、大和高田斑鳩線に接続する東側の歩道の買収についての質疑があり理事者から答弁されています。

次に、各課報告事項について、1. 令和6年度水道料金不納欠損処分について、全体で実人数16人、115,346円の不納欠損処分を行ったと報告がありました。委員より、欠損処分の理由について、水道料金の時効についての質疑があり理事者から答弁がなされています。

- 2. 令和6年度下水道使用料不納欠損処分について、全体で実人数7人、26,34 9円の不納欠損処分を行ったと報告がありました。委員より不納欠損処分の理由につい て、消滅時効の期間についての質疑があり理事者から答弁がなされています。
 - 3. 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、

ひとつ目、史跡藤ノ木古墳の春季石室特別公開について、5月24日と25日開催すること。二つ目に、斑鳩町文化財活用センターの展示会について、5月17日から7月6日まで文化財センター春季企画展「斑鳩の古墳をさぐる~奈良大学との共同調査の成果~」を開催すること。関連行事として、6月8日に奈良大学の豊島直博教授による歴史講演会を開催すること。三つ目に、史跡中宮寺跡の活用について、4月26日から2週間程度、町民からご寄附いただいた鯉のぼりを掲揚し、イベントを開催したと報告がありました。委員より、鯉のぼりの掲揚方法についての質疑があり、理事者から答弁がなされています。

4. 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、4月27日に三町地区において、マルシェ・宿泊施設の建設計画の住民説明会が開催され、コロナ禍の影響により本事業の実施が遅れていること、一棟貸しの宿泊施設に変更したこと、工期が令和7年5月から令和8年3月末までであることなどが説明され、説明会は概ね問題なく終了したと報告がありました。委員より、法隆寺iセンター駐車場の東側道路の管理についての質疑があり理事者から答弁がなされています。

5. 地域観光魅力向上事業の実施について報告がありました。本事業は、観光庁の補助金を活用し、法隆寺ガイドツアーなどの旅行商品を造成し、販路開拓及び情報発信を行う取り組みを実施したいとのことです。この報告は6月議会提出予定案件に関連する事項でしたので、閉会中の委員会では質疑の時間は設けませんでした。

次に、口頭報告として、令和6年度斑鳩町一般会計事故繰越しについて報告がありました。本件は、平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事において、施工誤りが発覚し、改善作業に日数を要したことから、請負業者から工期延長の申出があり、令和6年度以内に工事を完了させることが困難と判断したため、事故繰越しを行ったとのことです。

委員より工事延期の理由について、追加工事費用について、施工ミス業者へのペナル ティについての質疑があり理事者から答弁がなされています。

次に、その他について、委員より、法隆寺iセンターの事業の運営についての質疑があり、理事者から答弁がなされています。

次に、本委員会の継続審査案件について意見をお伺いしたところ、都市基盤整備事業に関することについてと、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについての二つを継続審査案件とすることとなり、次回の委員会で正式に決めることを確認しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますの で、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) 次に、日程4.厚生常任委員長報告についてを議題とします。 同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めま す。

11番、濱委員長。

○厚生常任委員長(濱眞理子君) それでは、閉会中の5月21日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、本年4月より実施している戸別収集モデル事業については、特に大きな問題等も発生していない状況とのことでございます。

また、住民の方からの問合せの多くは、回収時間に関することや回収漏れに関することについてであり、収集方法等について説明し、理解をえているとのことです。

今後は、アンケート調査を予定しており、課題や問題点の洗い出し、また対応等について検討を進めていくとのことです。

次に、いかるがの里クリーンキャンペーンについて、本年は、5月31日の土曜日に 実施予定で、集合場所が25箇所から6箇所に変更となり、町広報5月号お知らせ版等 で周知をされたとのことです。

委員から、ごみ収集日の変更や指定袋の使い方を理解されていない方への対応について、クリーンキャンペーンの集合場所等について質問があり、理事者より答弁されています。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、(1)令和6年度国民健康保険税の不納欠損について、全体で実人数53人、579万7,794円の不納欠損処分を行ったと報告がありました。委員から年度別の人数の差の要因について質疑があり、理事者から答弁されています。

(2)令和6年度介護保険料の不納欠損について、全体で実人数27人、75万5,4 80円の不納欠損処分を行ったと報告がありました。委員から分納誓約と時効について 質疑があり、理事者から答弁されています。

- (3)令和6年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について、全体で実人数3人、17万2,100円の不納欠損処分を行ったと報告がありました。委員からの質問はありませんでした。
- (4) 斑鳩町幸前2丁目193における土壌汚染状況調査結果への対応について、斑鳩町幸前2丁目193に位置する事業者が工場の移転にあたり、土壌調査の自主検査を行ったところ、土壌汚染対策法で定める基準を超過している物質があることが判明したため、県は区域内の飲用井戸調査を行うとのことです。

委員から、調査方法や人体への影響等などの質問があり、理事者より答弁されています。口頭報告はなく、以上で各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、大和高田斑鳩線にある自転車等放置禁止区域案内図について 質疑があり、理事者から答弁されています。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますの で、ご覧いただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。 続きまして、お手元に配布しております議事日程表の日程 5. 議案第33号 斑鳩町 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程13. 報告第 10号 令和6年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてまで、以上9議案を一括上程 します。

町長から、本定例会に付議されました9議案について、総括提案説明を求めます。 中西町長。

○町長(中西和夫君) それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第33号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、部分休業制度が拡充されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ388万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ111億5,864万円とするものであります。

その主な内容は、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種や地域観光魅力向上事業の

実施などに関する補正であります。

次に、議案第35号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。保険事業勘定について、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ99万円を追加し、歳入歳出それぞれ27億7,139万円とするものであります。

その内容は、介護保険制度改正等に伴う介護保険システム改修費に関する補正であります。

次に、議案第36号 三室井堰改修工事請負契約の締結についてであります。斑鳩町神南1丁目地内の竜田川に設置された三室井堰の改修工事について、予定価格が5,00万円を超えることから、議会の議決を求めるものであります。

契約の相手方は、株式会社ミズハ 代表取締役 原田芳朗、契約金額は、1億4,905万円であります。工期は議会議決後から令和8年3月31日までの287日間であります。

次に、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和7年度斑 鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)であります。

令和6年度の本会計において、歳出に対して歳入が不足したため、令和7年度の歳入を繰り上げてこれに充てる必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し、歳入歳出それぞれ27億7,900万円とする補正予算について、令和7年5月28日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,123万8千円を追加し、歳入歳 出それぞれ111億5,475万1千円とする補正予算について、議会の議決により指 定された事項として、令和7年5月23日付で専決処分させていただいたものでありま す。

その内容は、デフレ完全脱却のための総合経済対策として実施された定額減税について、定額減税しきれなった方への給付金に関する補正であります。

次に、報告第8号 令和6年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について であります。

令和6年度予算において繰越明許費とした戸籍振り仮名通知事業のほか8事業について、令和7年度予算に繰り越す金額が確定したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第9号 令和6年度斑鳩町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について であります。平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事について、令和7年度予算に 事故繰越ししたことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第10号 令和6年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてであります。

令和6年度において、公益財団法人斑鳩町文化振興財団が実施した公演・文化講座事業は24事業であり、これら事業を含めた公益目的事業の実施に要した事業費は1億3,835万8,746円となっております。また、収益事業等に要した事業費は2,360万1,062円となっております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申しあげます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(中川靖広君) ここでお諮りします。

本日提出されております議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程5. 議案第33号から、日程8. 議案第36号までの町長提案の4議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程5. 議案第33号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第33号に関する総括質疑を終結します。 ただ今、議題となっています議案第33号は、総務常任委員会に付託します。

日程 6. 議案第 3 4 号 令和 7 年度斑鳩町一般会計補正予算(第 3 号)についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第34号に関する総括質疑を終結します。ただ今、議題となっています議案第34号は、総務常任委員会に付託します。続いて、日程7. 議案第35号 令和7年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算

(第1号) についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第35号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第35号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程8. 議案第36号 三室井堰改修工事請負契約の締結についてを議題と し、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第36号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第36号は、建設常任委員会に付託します。

続いて、日程9. 承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって承認第6号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

中原住民生活部長。

○住民生活部長(中原潤君) 承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)につきましてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

承認第6号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計

補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和7年6月2日 提出

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第9号

専決処分書

令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年5月28日

斑鳩町長 中 西 和 夫

今回の補正の内容でありますが、令和6年度予算の医療費等に係る歳出が、歳入を上回ることとなり、歳入欠かんが生じましたことから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和7年度予算からその不足分を繰上げて、これに充てるものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりまして、ご説明申しあげます。補 正予算書の7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入予算で、第7款 諸収入、第2項 雑入、第4目 歳入欠かん補填収入で、 3,500万円の増額をさせていただいたものであります。

続いて、歳出であります。 9 ページ、 1 0 ページをお開きいただきたいと思います。

第10款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金で、3,500万円の増額をさせていただいたものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,000千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2,779,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月28日 専決

以上、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和7年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)の説明とさせていただきます。

なにとぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり承認いただきますよう、よろしくお 願い申しあげます。

○議長(中川靖広君) 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、承認第6号に関する質疑を終結します。 お諮りします。

承認第6号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、承認第6号については、満場一致で承認されました。

次に、日程10.報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、報告第7号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、議会の委任による町長専決処分の報告について (令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)をご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

報告第7号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されて

いる事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年6月2日提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第8号

専決処分書

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和7年5月23日

斑鳩町長 中 西 和 夫

本補正予算は、令和6年分所得税額及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき額が、令和6年に、定額減税しきれないと見込まれる場合に給付した「調整給付額」を上回る方、いわゆる「定額減税しきれなかった方」に対して、その不足分を追加で給付するもので、令和7年5月23日付けで専決処分させていただいたものです。

それでは、本補正予算の内容について、ご説明します。補正予算書の7ページと8ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、 第1目 総務費国庫補助金で、この給付にあたり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時 交付金が交付されることから、1億4,123万8千円を増額補正させていただいたも のです。

続きまして、歳出予算の補正です。9ページと10ページをお願いします。第2款総務費、第1項 総務管理費では、第12目 定額減税補足給付金給付事業費で、定額減税補足給付金1億3,000万円と、その支給に必要な事務費1,123万8千円、あわせて、1億4,123万8千円を増額補正させていただいたものです。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)

令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 141,238千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 11,154,751千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月23日専決

斑鳩町長 中 西 和 夫

以上をもちまして、報告とさせていただきます。よろしくお願い申しあげます。

- ○議長(中川靖広君) 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) 今回、結構金額的に大きくなっているんですけど、定額減税し きれなかった方対象ということですけど、どういった方が対象になって、人数的にはど れぐらいいらっしゃるのか教えていただけますか。
- ○議長(中川靖広君) 西巻総務部長。
- ○総務部長(西巻昭男君) 今回しきれなかった方、最終的には最後のところなんですけ ど、いわゆる4万円と差額の出る、例えば1万円だけでなかったよという方と、満額の 4万円を定額減税されなかった方がおられまして、ひとつ目の差額をできなかった方に ついては、3千人を見込んでおります。まったくできなかった4万円の方を1千人見込 みまして、合計4千人を最大限見込んだ中で計上させていただいておりますんで、若干 予算の執行の具合によりましては、これよりも少なくなるかもしれませんけれども、全 ての方に対応するような形で予算の方を補正予算、編成させていただきましたので、ご 理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- ○議長(中川靖広君) 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) これについては本人からの申請が必要なんでしょうか、それか 手続きをしなくても、きちっと減税がされるものなのか、その点もお願いします。
- ○議長(中川靖広君) 西巻総務部長。
- ○総務部長(西巻昭男君) 一部、プッシュ、うちからこの分だけ給付させていただきますよという方と、申請の方を「お知らせ」という形で出させていただいて、こうこうこういった要件に当てはまってませんかというのをお尋ねして、こういった要件に当てはまっているかもしれませんよということで申請をいただく方、その2種類がございまして、それぞれにしっかりとした対応を行ってまいりたいと考えております。以上です。
- ○議長(中川靖広君) 12番、木澤議員。

- ○12番(木澤正男君) 今、しっかり対応しますというふうにおっしゃっていただいた んですけれども、漏れる方がいないかなと非常に心配になってまして、その点について も対応よろしくお願いしておきます。
- ○議長(中川靖広君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 報告第7号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第7号については終わります。

次に、日程11.報告第8号 令和6年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略すること にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって、報告第8号については、委員会付 託を省略します。

理事者の報告を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、報告第8号 令和6年度斑鳩町一般会計繰越明許 費繰越計算書の報告についてを、ご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

報告第8号

令和6年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和7年6月2日提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

恐れ入りますが、次のページの令和6年度 斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書を ご覧ください。

本報告は、令和6年度予算において、繰越明許費とした、戸籍振り仮名通知事業のほか、8事業につきまして、令和7年度予算に繰り越す金額が確定したことから、その報告を行うものです。

最終行の合計欄をご覧ください。これら事業の翌年度繰越額は、合計3億7,033万1,500円で、その財源内訳は、未収入特定財源の国・県支出金で、2億7,188万1,000円、地方債で、2,780万円、その他で、1,829万円、一般財源で、5,236万500円となっております。

以上をもちまして、報告とさせていただきます。よろしくお願い申しあげます。

○議長(中川靖広君) 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 報告第8号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第8号については終わります。

次に、日程12.報告第9号 令和6年度斑鳩町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、報告第9号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長(上田俊雄君) それでは、報告第9号、令和6年度斑鳩町一般会計事故 繰越し繰越計算書の報告につきまして、ご報告申しあげます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

報告第9号

令和6年度 斑鳩町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

標記について、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条 第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和7年6月2日提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

本報告につきましては、法隆寺北一丁目地内の「平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事」におきまして、令和6年度末の完成に向けて進めていたところ、令和7年2月に施工誤りを確認し、手直し工事の実施にあたり、年度内の完成、引き渡しができな

かったことから、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定に基づきまして、事故 繰越しを行いましたので、その報告を行うものでございます。

なお、手直し工事を含む発注した全ての工事は、令和7年4月25日に完了いたして おります。

次のページの令和6年度 斑鳩町一般会計事故繰越し繰越計算書により、ご説明をいたします。 第7款 土木費、第3項 河川費、平成緊急内水対策事業で、翌年度繰越額は、2,742万7,400円、その財源として、既収入特定財源1,230万円、国庫支出金1,371万3,700円、一般財源141万3,700円でございます。

以上で、報告第9号、令和6年度斑鳩町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのご報告とさせていただきます。

ご理解を賜り、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(中川靖広君) 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 報告第9号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第9号については終わります。

次に、日程13.報告第10号 令和6年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを 議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、報告第10号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

本庄教育次長。

○教育次長(本庄徳光君) それでは、報告第10号 令和6年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、ご説明を申しあげます。

はじめに議案書を朗読いたします。

報告第10号

令和6年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告し

ます。

令和7年6月2日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

それでは、令和6年度事業報告書に基づきまして、ご説明を申しあげます。

1ページをお願いいたします。1. 財団の概況【3】財団の事業についてでございます。

(1)公益目的事業では、公演・文化講座事業として、24の自主文化事業を実施しており、これらの事業収益は、1,385万5,390円で、事業費は1,619万5,977円となっております。

次に、ホール管理・貸与事業では、事業収益1,742万750円で、事業費は1億2,216万2,769円となっております。

次に、コピーサービス料金や町からの指定管理料などの共通収入を経理する共通では、 事業収益1億219万9,858円となっております。

この結果、公益目的事業合計では、事業収益で、1億3,347万5,998円、事業費は1億3,835万8,746円となっております。

次に、(2)収益事業等でございます。販売や営利活動などの公益目的以外の利用に係る事業として、ホール管理・貸与事業では、事業収益1,204万2,840円で、事業費は、716万92円となっております。

次に、図書館管理事業では、事業収益及び事業費とも1,644万970円となっております。ホール全体にかかります委託料、光熱水費等の管理費につきまして、利用面積分の22%を図書館分として按分をしております。この結果、収益事業合計は、事業収益で、2,848万3,810円、事業費は、2,360万1,062円となっております。

これらの事業実施状況につきましては、事業報告書の3ページから6ページにかけまして、また、施設使用状況及び施設使用料につきましては、7ページから10ページにまとめさせていただいております。

次に、財務諸表でございます。11ページの貸借対照表をお願いをいたします。資産の部の1.流動資産合計、及び負債の部の1.流動負債合計は、ともに前年度と比較いたしまして519万6、989円減の2、056万8、425円となっております。

また、資産の部の2. 固定資産では、(1)基本財産で前年度と同額の1千万円、

(2) その他固定資産は、9,827円で、固定資産の合計は、1,000万9,82

7円となっております。

これに流動資産を加えました資産合計は、3,057万8,252円で、負債及び正味財産合計と同額となっております。

12ページには、会計別の貸借対照表を整理いたしております。

次に18ページをお願いいたします。令和7年3月31日現在の財産の保有状況でございます。最下段の、一番下の最下段の正味財産は、1,000万9,827円となり、貸借対照表の正味財産合計と一致をいたしております。また、19ページ以降は、正味財産増減計算書の事業区分内訳表説明書となっております。

29ページをお願いをいたします。令和7年4月28日に実施をされました監査結果について、その報告書を添付をいたしております。

以上、報告第10号 令和6年度斑鳩町文化振興財団事業報告についての説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

- ○議長(中川靖広君) 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) ちょっと聞き漏らしていたら申し訳なんですけども、貸借対照表で前年度から今年度にかけて500万ぐらい減っている、これはどういった理由なんでしょうか。
- ○議長(中川靖広君) 本庄教育次長。
- ○教育次長(本庄徳光君) こちらのほうでございます、貸借対照表の対前年度500万程度減というところでございます。こちらのほうは、一番上の現金預金のほうをご覧いただきたいと思いますが、ゼロ精算を毎年度させていただいているというようなところから現金預金の方が480万円程度減額となっております。この要因といたしましては、流動負債ということで、未払金、あるいは預り金等々が減少しているものでございまして、この未払金につきましては、管理料の精算金でございましたりとか、あるいは補助金の関係が減っておると。あとは、消費税の関係ですね、こちらのほうにつきましても減っているということで、Ⅱの負債の部の、流動負債の方をご覧いただければと、すみません、11ページのⅡの負債の部でございます、こちらの方で流動負債で519万6、989円ということで減っておるんですけども、この分に関しまして未払金としては指定管理料の精算金、あるいは補助金、いわゆる返還する分につきまして減ってますので、その分が減っていると。あと消費税に関しまして、あるいは前受金、預り金等々、次年

度にかかる分につきましても減っていると。大きくは主に未払金でございます、今申し あげた指定管理料の精算金、町の方に返還をいただく精算金、そちらの方が年度変わっ てからになりますので、そのあたりが減っているということで、対前年度と比べますと 減ってますということでご理解いただければと、このように思います。

- ○議長(中川靖広君) 12番、木澤議員。
- ○12番(木澤正男君) 指定管理料の精算というのは、何年分かのを今回まとめてやったという形なんでしょうか。
- ○議長(中川靖広君) 本庄教育次長。
- ○教育次長(本庄徳光君) こちらの方でございますけれども、指定管理料の精算金といたしまして、光熱水費、また修繕料、こちらの方は毎年度概算見込み額を下回った場合には町に返還をするという形になっておりました。今年度に関しましては修繕の関係等につきまして、概算で町の方が指定管理料をお支払いさせていただいた分を、概算払いの分を上回っておりましたので、町の方への返還がそもそもなかったというところで、昨年度は町に返す分がまだ3月の末の時点では返還をされてないので、ここに未払金として計上されてましたけども、今年度に関しましてはその返還金がそもそもないというようなところになりまして、その分が減額になっているということでご理解いただければと思います。
- ○議長(中川靖広君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 報告第10号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第10号については終わります。

ここでお諮りします。

皆さまのお手元に配布しております、追加日程1.議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、追加日程2.議案第38号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

追加日程1. 議案第37号と、追加日程2. 議案第38号を日程に追加し、審議する ことに決しました。

また、追加日程1. 議案第37号と追加日程2. 議案第38号の2議案は関連する議

案のため、会議規則第37条の規定により一括議題とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第37号と議案第38号については、一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び、議案第38号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてを、一括してご説明します。

はじめに、議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例についてです。

本条例改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、 選挙長等の費用弁償額等の基準が改定されることに伴い、本条例に定める選挙関係の特 別職の職員の報酬等の改定を行うものでございます。

施行期日等は、公布の日から施行することとし、施行の日以後にその期日を公示又は 告示される選挙、投票等に係る報酬について適用します。

次に、議案第38号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてです。

本補正予算は、先の条例改正よる選挙関係の特別職の職員の報酬等の改定に伴い、今年度執行が見込まれる選挙に係る投票立会人等の報酬に関する補正を行うものでございます。

以上をもって、説明とさせていただきます。よろしくお願い申しあげます。

○議長(中川靖広君) 説明が終わりましたので、総括質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) これをもって、議案第37号及び議案第38号に関する総括質疑 を終結します。

ただ今議題となっております、議案第37号及び議案第38号は、総務常任委員会に 付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明3日から4日までは休会、5日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、 定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

(午前10時26分 散会)